（登録の取消し等）

第三十四条の三十四の九　日本公認会計士協会は、登録上場会社等監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一　第三十四条の三十四の六第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により登録を受けたとき。

三　この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

2　第三十四条の三十四の六第二項並びに第三十四条の三十四の七第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による登録の取消しの手続に付された登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）は、清算が結了した後においても、この条（第六項を除く。）の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

4　第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人（当該登録上場会社等監査人が監査法人である場合にあつては、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士。以下この項において同じ。）につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、当該登録上場会社等監査人に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

5　第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

6　第一項の規定により登録が取り消された場合にあつては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができる。この場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす。

（登録の抹消）

第三十四条の三十四の十　日本公認会計士協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消しなければならない。

一　第三十四条の三十四の八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき。

二　前条第一項の規定により登録を取り消したとき。

（登録及び登録の抹消の公告）

第三十四条の三十四の十一　日本公認会計士協会は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（登録の細目）

第三十四条の三十四の十二　この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

（上場会社等に係る業務の制限の特則）

第三十四条の三十四の十三　登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）は、上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

一　登録を受けた監査法人と共同して行うこと。

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　政令で定める数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同して行うこと。

ロ　イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること。

（業務管理体制の整備に関する特則）

第三十四条の三十四の十四　登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

第四十三条第二項中「登録」の下に「並びに上場会社等監査人名簿への登録」を加える。

第四十四条第一項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

第四十四条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　上場会社等監査人名簿への登録に関する規定

第四十六条の九の二第一項中「、第四十九条の四第二項第二号において同じ」を削る。

第四十六条の十一第二項中「第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する」を「第二十一条第二項及び第三十四条の十の十四第二項の規定による」に改める。

第四十九条の四第二項中「次に掲げるものに限る。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第四十九条の四第二項各号を削る。

第五十条中「違反した者」を「違反した場合」に、「）で」を「）が」に、「ものは」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十一条中「偽りその他」を削る。

第五十二条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「とつたとき」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第三十四条の二十四」の下に「又は第三十四条の三十四の二」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「又は第三十四条の三十三第五項」を「、第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の三十四の二」に、「者」を「とき。」に改める。

第五十二条の四中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十三条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「第三十四条の二十五第一項」の下に「若しくは第三十四条の三十四の四第一項」を加え、「同条第二項」を「第三十四条の二十五第二項若しくは第三十四条の三十四の四第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2　第四十八条第一項の規定に違反した者（第五十四条第三号に該当する者を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十三条の四中「第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号」を「第五十三条第一項」に改める。

第五十五条の四中「監査法人」を「公認会計士、外国公認会計士、監査法人」に改め、同条第九号中「第三十四条の二十八第一項」の下に「又は第三十四条の三十四の八第一項」を加える。

（金融商品取引法の一部改正）

第二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十三条の二第一項中「（次条」を「（以下この項及び次条」に改め、「又は監査法人」の下に「（特定発行者が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）」を加え、同条第二項中「第四号」を「以下この項」に改め、「又は監査法人」の下に「（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）」を加える。